

被害者の方へのお願い

被害にあわれた方の中には、「被害にあって警察に届出をしたらどんなことをするのだろう」などと不安に思われる方もおられるかと思います。

そんなあなたの不安を少しでもなくすために、警察に届出した後、被害者の方にお問い合わせをすることについて御説明します。

ただし、事件の内容によっては異なる場合がありますので、詳しくは**お近くの警察署又は性犯罪被害相談電話（#8103 またはTel089-931-0114）**にお問い合わせください。

○ 被害の届出（事情聴取など）

被害にあったときの状況や犯人の様子などをお聞きします。

それをもとに警察官が書類（供述調書）を作成します。

○ 証拠品の提出

被害の時に着ていた服や犯人につながる資料を提出していただきます。

洗濯などをせずに、当時のまま保管してください。

保管する必要がなくなれば、速やかにお返しします。

けがをしている場合は、証拠保全のため、警察で写真を撮影し、病院の診断書などを提出していただくこともあります。

○ 実況見分

被害にあった場所や状況を確認するために、立会いをしていただくことがあります。

再現には、負担を軽減するため、人形などを使用します。

○ 検察官による事情聴取

被害者の方には、警察官のほか、検察官による聴取があります。

担当検察官は、警察で作成した書類をあらかじめ読んだ上で事情聴取を行います。

○ 裁判での証言

裁判が始まると、被害者の方に裁判所で証言していただく場合もあります。

しかし、犯人や傍聴人と顔を合わせることなく、別室でビデオ方式で証言したり、ついたてをして証言することもでき、また、カウンセラーなどに付き添ってもらうこともできます。